

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合における、各事業年度の収入金額のうち託送料金に相当する額を対象とする。</p> <p>また、配電事業において、託送料金のうち定期支払額に相当する額を対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。</p> <p>また、配電事業制度が導入されたことに伴い、配電事業者が受け取る託送料金のうち、一般送配電事業者に支払う定期支払額に相当する額を控除する。</p>		
関係条文	地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項		
減収見込額	[初年度]	— (▲22,247)	[平年度]
	[改正増減収額]	—	(▲22,247)
	(単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>全面自由化された電力市場の公平な競争環境を促進・発展させること、他の事業との課税の不公平を一部是正することを目的とし、本措置の拡充及び延長を要望する。(ただし「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が完全に措置されれば本要望は不要)。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2016年4月1日より、小売電気事業の全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般電気事業者による地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応ずる電気の供給については、誰もがなし得ることとなった。すなわち、公的インフラとして引き続き地域独占を存置する一般送配電事業を除き、小売電気事業は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行いうることとなった（小売電気事業者としての登録は737件（2022年8月5日時点））。</p> <p>この点、需要に応ずる電気の供給を行う者たる小売電気事業者（新規参入者に加え、従前の電気事業者のうち小売電気事業者たるライセンスを有する者も含む）は、いずれも、その電気の供給に際し、送配電網を所有する一般送配電事業者による託送供給を受けることが必須となるため、遍く電気の供給において、一般送配電事業者に対しその託送供給の対価たる託送料金（規制料金）を支払うと共に、当該託送料金相当額を含めて需要家から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。</p> <p>したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供給において必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、もって小売電気事業の公平な競争を促進・発展させるため、又、他の事業との課税の公平性を図るため、小売電気事業者の収入金額から、託送料金相当額を控除することが必要である。</p>		

	<p>また、配電事業制度が導入されたことにより、今後、配電事業者が参入した場合、そのエリアにおいては、小売電気事業者は配電事業者に対して託送料金を支払い、配電事業者は一般送配電事業者に対して定期支払額（配電事業者は一般送配電事業者の設備を借り受け又は譲り受けて事業を行うため、定期的に費用を支払う）を支払うこととなる。配電事業者は定期支払額相当額を含めて小売電気事業者から託送料金を收受すると共に、一般送配電事業者に対して定期支払額を支払うため、定期支払額相当額について、收受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。したがって、配電事業者の託送供給において必ず生ずる支出たる定期支払額相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、配電事業の公平な競争を促進・発展させる等の観点から、配電事業者の託送料金収入金額から、定期支払額相当額についても控除することが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	令和5年度～令和7年度（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
	同上の期間中の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進する。
	政策目標の達成状況	本措置を講じて以降、小売電気事業への新規参入者数は増加し、電力市場の競争の進展が認められており、自由市場における公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性が確保されている。）
有効性	要望の措置の適用見込み	【延長部分】 適用見込み件数：700社超（令和4年8月5日時点における小売電気事業者の登録数より推計） 適用事業者：新規参入者を含むすべての小売電気事業者 【拡充部分】 適用見込み件数：不明（令和4年8月5日時点における配電事業者数は0。） 適用事業者：新規参入者を含むすべての配電事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになることから、本措置が電気事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる。（ただし、上述のとおり、「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる。）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がると共に、公正な市場競争の促進に寄与することから妥当性を有する。
--	---------------	---

税負担軽減措置等の適用実績	適用事業者数	減収額（百万円）	
	平成 26 年度	71	1,627
	平成 27 年度	136	2,458
	平成 28 年度	380	21,792
	平成 29 年度	458	24,723
	平成 30 年度	556	9,894
	令和元年度	584	10,907
	令和 2 年度	654	21,985
	令和 3 年度	711	22,247
	<p>※平成 28 年度以降の適用事業者数は、各年度末の小売電気事業者数から旧一般電気事業者（分社化を実施した東京電力を除く 9 社）（平成 30 年度以降は中部電力も除き 8 社）を除く数を記載</p> <p>※適用事業者ならびに減収額は小売電気事業者のみである。</p>		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額（千円）		
	平成 26 年度	23,007,416	
	平成 27 年度	31,588,772	
	平成 28 年度	77,345,554	
	平成 29 年度	1,410,805,804	
	平成 30 年度	1,391,512,502	
	令和元年度	1,497,683,937	
	令和 2 年度	1,421,736,461	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。		
前回要望時の達成目標	電気の小売業（小売電気事業）に係る新規参入、並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—		
これまでの要望経緯	従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」を含めた要望経緯は下記のとおり 平成 12 年度創設。以降平成 15 年度、17 年度、19 年度、21 年度にそれぞれ 2 年間、23 年度、26 年度、29 年度、令和 2 年度にそれぞれ 3 年間の延長を要望。		